### (改善措置)

精神障害者措置入院負担金等の未収金については、納入義務者が、低所得者が多いこともあり、納入 実績が上がっていないが、電話による督促のほか、家庭訪問を行い定期的納入の督促等、徴収の強化に 務めている。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部知的障害福祉課	平成 15 年 7 月 8 日及び 7 月 25 日	平成 15 年 10 月 1 日

#### (報告公表事項)

児童保護費負担金の未収金 (平成 14 年度末現在 31,616,711 円) 及び知的障害者保護費負担金等の 未収金 (同 6,101,500 円) について、引き続きその解消に努めること。

#### (改善措置)

児童保護費負担金の未収金については、負担金の決定・徴収を行っている福祉総合相談所において、 平成14年度から負担金の実務を担当している児童相談課を3係体制として、児童第1係を中心とした 負担金対策チームを設置し、当該負担金の関係業務を一元化するとともに、債権管理の徹底、納入計画 に基づいた活動の徹底など徴収強化に努めている。

知的障害者保護費負担金等の未収金については、該当する地域振興局福祉課等において、電話や文書による督促や家庭訪問等により、徴収の強化に努めている。

なお、これらの未収金が発生する大きな要因の一つである、入所者本人に支給されている障害者基礎 年金を、家族が生活費として利用しているケースについては、今後とも可能な限り施設への管理へ移行 するよう家族との協議を重ねていき、未収金の解消に努めていきたい。

# (報告公表事項)

肥後学園は平成 15 年度末で廃止されることになっているが、用地の一部が未登記となっている。跡地の利活用策については未定の状況であり、今後の利活用等に支障も考えられるので、未登記等の早期解消について、引き続き検討すること。

# (改善措置)

未登記になっているのは、昭和 14 ~ 15 年頃の買収に係るもので、未登記になった経緯が明らかでなく買収関係書類も存在していないため解消が容易でないことから専門家の活用など未登記解消に向けた取り組み及び検討を行っている。具体的には、法的観点からの問題解決の可能性を弁護士や法務局などと協議するとともに、相続関係調査、対象地に関する情報・資料の収集を行っている。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部家庭福祉課	平成 15 年 7 月 11 日及び 7 月 25 日	平成 15 年 10 月 1 日

## (報告公表事項)

児童保護費負担金の未収金(平成14年度末現在20,570,214円)、児童扶養手当返納金の未収金(同21,882,140円)及び母子寡婦福祉資金貸付金の未収金(同42,763,723円)について、引き続きその解消に努めること。

## (改善措置)

児童保護費負担金の未収金については負担金の決定・徴収を行っている福祉総合相談所において、平成14年度から負担金の実務を担当している児童相談課を3係体制として、児童第1係を中心とした負担金対策チームを設置し、当該負担金の関係業務を一元化するとともに、債権管理の徹底、納入計画に基づいた活動の徹底など徴収強化に努めている。

児童扶養手当返納金の未収金については、債権発生の未然防止策として、市町村及び県福祉事務所担 当職員に対する研修会を開催し、受給者に対する届出義務の指導の徹底や異動のチェック強化を依頼す るとともに、受給者に対してもリーフレットの作成・配布や新聞広報等により周知に努めている。

また、未納ケースの分類等による合理的な徴収計画と督促を引き続き実施するとともに、家庭訪問等による面接、追跡調査や県外居住者についても訪問徴収を行い、徴収強化に取り組んでいる。

母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、滞納の発生防止策として、償還開始前の返済計画確認 や口座振替による返済を引き続き推進している。

また、地域振興局に対し、滞納状況等ヒアリング、福祉課長会議、担当者研修会及び女性福祉相談員